

平成25年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

平成25年3月26日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年3月26日午前10時00分 議長 村田忠文

閉会 平成25年3月26日午前10時48分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

10番	中坊	陽	3番	木田	鈴美
-----	----	---	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田	清隆	議会書記	乾	浩朗
議会書記	寺井	佳孝			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	汐見 明男	副	町	長	中谷 浩三
教	育	長 松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治		
理事兼保健医療課長事務取扱		加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一		
理事兼上下水道課長事務取扱		松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博		
会 計 管 理 者 ・		藤 林 学	教 育 次 長 ・	木 田 修 司		
会 計 課 長 兼 務			山吹ふれあいセンター所長兼務			
企 画 財 政 課 長		脇 本 和 弘	税 務 課 長	中 島 一 也		
住 民 福 祉 課 長		嶋 田 昌 弘	高 齢 福 祉 課 長	花 木 秀 章		
保健センター所長・		奥 山 英 高	建 設 課 参 事	畑 中 智 博		
地域包括支援センター所長兼務						
産 業 環 境 課 長		藤 崎 裕 司	いづみ人権交流センター所長・	山 口 敏 彦		
			いづみ児童館長兼務			
学 校 教 育 課 長		小 川 淳 一	社 会 教 育 課 長 ・	木 村 坂 次		
			図 書 館 長 兼 務			
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		田 村 喜 代 一				

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成25年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

平成25年3月26日（火）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 井手町暴力団排除条例制定の件
- 第3 議案第2号 井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件
- 第4 議案第3号 井手町子ども未来づくり会議条例制定の件
- 第5 議案第4号 井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
- 第6 議案第15号 平成25年度井手町一般会計予算
- 第7 議案第16号 平成25年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第17号 平成25年度井手町水道事業会計予算
- 第9 議案第18号 平成25年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第19号 平成25年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第20号 平成25年度井手町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第21号 平成25年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第22号 平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第14 委員会の閉会中の継続調査の件

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に、木村武壽議員から少しおくれるとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成25年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、中坊陽議員、3番、木田鈴美議員を指名します。

日程第2、議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 丸山久志総務文教常任委員長。

9番（丸山久志） 9番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月13日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例は近年暴力団の資金獲得活動が多様化、巧妙化していることに加え、暴力団との関係を隠しながら暴力団に資金を提供する、いわゆる暴力団共生者が存在するなど、暴力団を社会から排除するためには現行法令では十分に対応できない状況が認められていると言われております。このような暴力団情勢を踏まえて、暴力団排除対策を強化する必要から、京都府をはじめ町民、事業者の皆さんが一体となり、社会全体で暴力団排除活動を推進するための条例を制定するとの制定経過の説明がありました。

次に、近隣市町村での暴力団排除条例の制定はどのような状況になっているのかとの質疑に対して、2月7日現在、京都府を含む20市町村が制定していますとの答弁がありました。

次に、この条例の第2条第5号の暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者とありますが、具体的にどのような者なのかとの質疑に対し、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいうとなっております。制定後は、警察署と調整しながら規則で定めていきますとの答弁がありました。

次に、住民から役場に暴力団員と密接に関係している方かどうか問い合わせがあった場合には、役場から警察に連絡をとってもらって、警察のリストに載っていないなかったらこれは該当者ではありませんよという返事があるのでしょうかとの質疑に対して、具体的な事案につきましては、今後警察との協議を行い、協定書を締結し決めていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、この条例の第5条の町民等の責務規定では、町民の情報を求めるとありますが、通報者に対して安全確保についてどのようなお考えなのかとの質疑に対して、安全確保につきましては、警察本部や田辺警察とともに、どのような通報また連絡の方法のあり方など、いろいろなことを安全確保に向けて施行までに検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、住民の方から相談があった場合、役場の方に窓口等を設けられるのか、それとも警察に行ってくださいと言うだけなのかをお聞かせくださいとの質疑に対して、役場へ相談に来られた場合は、役場総務課が窓口となりまして内容を聞き取りまして、警察と相談しますとの答弁がありました。

次に、この条例は公共工事が中心だと思うのですが、物品購入等、その他暴力団が扱う商品販売等に関する強要だとかそういう問題は町に直接にかかわると思いますが、公共工事以外の取り扱いについてお尋ねしますとの質疑に対し、物品等の関係であります、第10条で公共工事からの暴力団排除の規定があります。その第4項で、次に掲げる者は町の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならないと規定されておりますので、物品等についてもこのような規定に基づいて対処していきますとの答弁がありました。

次に、第16条の、学校において生徒に認識しやすくするには、具体的にどのような方法で生徒に伝達されるのかとの質疑に対し、暴力団排除、追放する啓発ビデオなど、教職員が実施する教育のほかに、警察職員の派遣によって暴力団とかかわらない、暴力団等の事務所には近寄らないなど、教育の

中で取り組みを進めていくものでありますとの答弁がありました。

そのほかといたしまして、警察署長への意見聴取や協定など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文）　挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　丸山久志総務文教常任委員長。

9番（丸山久志）　9番、丸山です。

それでは、ただいま議案となっております議案第2号、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月13日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例の第3条の基金の管理ですが、預金の運用方法と現在決まっている詳細、利率をお願いしますとの質疑に対し、この基金の運用につきましては、個別に管理運用するのではなく、ほかの基金とあわせて運用いたします。また、会計管理者が安心・安全な方法で金融機関などに預けることとなっております、詳細な受け入れ先、利率などは決まっておりますとの答弁がありました。

次に、6,000万円の基金を積み立てするということで、1年間に500万円から600万円の費用を隔年に使用しますと20年間と思いますが確認しますとの質疑に対し、平成25年度は生徒が派遣先に行きますので500万円、次年度は生徒等を迎えますので100万円となり、2年間で600万円となることから、繰り返し使用していきますので6,000万円の基金であり、20年間分となっておりますとの答弁がありました。

次に、500万円から600万円を一般会計で出されるのか、それとも基金から取り崩して出されるのか、会計処理をお伺いしますとの質疑に対し、今議会に提出しております平成25年度の当初予算で説明しますと、一般会計で500万円を計上しており、その財源として基金を取り崩し充当するものでありますとの答弁がありました。

そのほかとしまして、委任事項など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第2号、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第2号、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、井手町子ども未来づくり会議条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木田鈴美産業厚生常任委員長。

3番(木田鈴美) 3番、木田です。

それでは、ただいま議題となっております議案第3号、井手町子ども未来づくり会議条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月19日に招集いたしまして、6名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例の目的、概要の説明をとの質疑に対して、子育て3法の趣旨に基づきまして、すべての子供の良質な生育環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全般で支援することを目的として、子供・子育て支援関連の制度を創設され、新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育、また保育の総合的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育てなどの充実を図ることを目的としております。また、具体的には、一つ目は質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供に向けた幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を目指す。二つ目には保育の量的拡大、確保に向けた待機児童の解消のための施設整備などを促進する。三つ目には、地域の子供・

子育て支援の充実に向けた地域における子育て支援を行うための地域子育て支援拠点事業や、放課後児童クラブ事業や妊婦健診などの事業の拡充を図ることとの答弁がありました。

次に、この条例の第2条に、法第77条第1号各項に掲げる事務を処理するものとは具体的に何をとする会議なのかとの質疑に対して、子ども・子育て支援法第77条第1項につきましては、1点目は特定教育・保育施設の利用定員に関する事、2点目は特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、3点目は子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事、4点目は子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事、以上4点でありますとの答弁がありました。

次に、この条例の第8条に、庶務は住民福祉課において処理をするとなっておりますが、放課後児童クラブや幼稚園教育など本来教育委員会の所掌している部分はどうにかかわるかとの質疑に対して、保育園や子育てなど全体的に事務を行っているのが住民福祉課であります。放課後児童クラブや児童クラブなどの教育委員会の所管であります。子ども未来会議に出席し、お互いに協議を深めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

そのほかとしまして、委員の構成や任期、情報公開など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論についてご報告申し上げます。

子ども未来づくり会議については、今後の井手町の子育てにかかわって大変重要な内容を話し合える会議であります。基本的に公開され、傍聴も含まれているということを確認した上で賛成をしたいと思いますとの賛成の討論がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第3号、井手町子ども未来づくり会議条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第3号、井手町子ども未来づくり会議条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田鈴美産業厚生常任委員長。

3番（木田鈴美） 3番、木田です。

ただいま議題となっております議案第4号、井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は3月19日に招集いたしまして、6名の委員全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されまして、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ、また人から人へ伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症と異なる疾病で、病状の程度が重篤となる新感染症が対象となっております。病原性が高い新型インフルエンザや、同時に危険性のある新感染症に対し、国民の生命・健康を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的としてつくられた法律でございますとの説明がありました。

次に、新型インフルエンザ等対策本部というのは、どのようなときにどのように設置するのかとの質疑に対して、新型インフルエンザ等が発生しましたら、国・都道府県において対策本部を設置され、市町村につきましても対策本部の設置が求められているとの答弁がありました。

次に、インフルエンザのワクチンについて、普段でしたら病気などでワクチンの予防接種を実施すると思いますが、新型インフルエンザ等の緊急事態ではワクチン予防接種などをどのように考えているのかとの質疑に対して、普段のインフルエンザの場合はワクチン接種を実施しておりますが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的であります。緊急事態宣言がなされた後に住民への集団接種、ワクチン接種の予定と聞いておりますとの答弁がありました。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に、事前の準備として新型インフルエンザ等の対策の実施に関する行動計画を作成しますとなっておりますが、井手町はいつごろまでに作成しますかとの質疑に対して、まず国が行動計画を策定され、次に都道府県が策定し、その後に市町村が策定していくという順番になっておりまして、今の時点ではお答えできませんとの答弁がありました。

そのほかとしまして、危険性のある新感染症や対策本部設置など、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第4号、井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件は全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。よって討論を終わります。

これより、議案第4号、井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算から日程第13、議案第22号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岩田 剛 予算特別委員長。

5番(岩田 剛) 5番、岩田です。

ただいま議題となっております議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算から議案第22号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月12日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、平成25年度の8件の当初予算が付託されたものであります。本予算特別委員会は、3月14日、15日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入るわけではありますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく願います。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算、議案第16号、平成25年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、平成25年度井手

町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、平成25年度井手町介護保険特別会計予算の4議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決され、議案第17号、平成25年度井手町水道事業会計予算、議案第18号、平成25年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第21号、平成25年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

ただいま議題になっています第15号、一般会計予算から第22号、多賀財産区特別会計予算の8議案のうち、議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算、第16号、国民健康保険特別会計予算、第19号、後期高齢者医療特別会計予算、第20号、介護保険特別会計予算の4議案に反対、その他の4議案に賛成の立場で討論をいたします。

安倍自民公明内閣は、アベノミクスの名のもとに異常な金融緩和と大型公共事業への財政出動、大企業を応援する成長戦略という3本の矢の緊急経済対策を打ち出していますが、働く人の賃金を抑えつつ金融緩和で物価を上昇させていけば、企業収益がふえてそのうち労働者に回るという理論は、既に過去に失敗が明らかになっているものです。現実には今、ガソリンや灯油、輸入食料品など円安による物価上昇が先行し、国民の生活苦が広がっています。ここに消費税増税がかぶせられたら、ダブルパンチです。現在のデフレ不況

は、まず国民の所得と雇用をふやさなければ打開できないのは明らかであって、消費税増税を中止し、本腰を入れて賃上げ対策に取り組むことこそ急務です。

そういう状況のもとで、住民の暮らしと命を守るために町は何ができるのか考えてみると、2013年度の一般会計予算はまことに不十分であります。

まず、子育て、教育の分野では、子供・子育て新システムを待つことなく、低年齢児保育の定員増、病児保育の実施、学童保育の時間延長と、対象を小学校の全学年とすることが求められます。

医療費の無料化は18歳未満に拡充すべきです。

給食費の援助は、予算化しておきながら全額執行されない事態が続いています。1食17円補助から踏み出し、義務教育の無償化へ前進させるべきです。

住民の健康を守る問題では、住民の健康増進という重要な役割を担う保健師が足りません。子供のインフルエンザ予防接種や高齢者の肺炎球菌ワクチン接種など、疾病予防に有効な対策を無償化するべきです。

暮らしや環境、まちづくりの問題では、高齢化の進む本町で住民の買い物、通院、生活支援としてバスなどの移動手段を確保することは欠かせません。ルート設定によってはJR乗降客をふやすことにも役立つと考えられます。手遅れとならないうちに検討するべきです。

JR駅舎のバリアフリー化は、今を逃してはできません。玉水駅のみならず、橋上化以来高齢者や障害のある方の苦労が続いている山城多賀駅についても、必ずバリアフリー化するよう具体化を急ぐことを強く望みます。

太陽光発電に住民が個人事業者として取り組む例が出ています。住宅用太陽光発電への補助の拡充のみならず、事業用についても住民の積極的な取り組みを支援し、町を挙げて再生可能エネルギーをふやす努力が大切です。

里山を大きく削り取りながら、下流の乗越川の改修は行わないという白坂開発は危険であります。

町営住宅において、管理人が現金で家賃を徴収しているという実態が明らかになりました。私人による家賃収納はやめるべきであります。

国民健康保険会計では、今回の値上げは介護納付金分を含めると1人当たりの均等割を7,800円、1世帯当たりの平等割を7,200円も引き上げるもので、40歳から64歳の夫婦2人の世帯であれば2万2,800円、

21. 5%もの引き上げになります。応益負担だけがふえ、中・低所得層により負担が強い値上げになっており、断じて許せません。

特定健診の無料化は前進ではありますが、値上げと引きかえにできるようなものではありません。

本町の国保加入世帯の32%は所得なし層であり、もはや国保は福祉の制度です。一般会計からの繰り入れは当然の処置です。本町の場合、値上げ回避のために助成する財源は十分あります。そもそも赤字の原因は、国の負担が減らされ続けてきたことです。町は、府全体の広域化を目指しておられますが、国や府の思い切った助成がなければ、広域化しても存続できません。収入が急に激減し生活に困っておられる加入者は、今回の値上げでさらに負担が困難になります。国保法第77条に基づく保険料減免や、第44条に基づく窓口一部負担金減免制度をつくる必要があります。

後期高齢者医療特別会計では、国は後期高齢者医療制度の廃止を先送りしています。このままでは、高齢化の進展で際限なく保険料が上がり続ける仕組みになっています。一刻も早くもとの老人医療制度に戻した上で、年齢差別のない制度に改善するべきだという立場で反対をいたします。

介護保険特別会計では、去年の保険料の12%から15%という大幅値上げで、介護保険が高すぎるという悲鳴が上がっています。本町の保険料の徴収区分は、保険料軽減のために設けた特例段階でも軽減率が少ない。低所得者に配慮したものとは言えません。基準額以上の課税世帯では、収入に応じた負担となるよう段階区分をもっと細かく設定するなどの配慮が必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度では、1年間まとめて合算するのでは、負担が高額になった場合の返還が遅くなりすぎます。高齢者のための施策であることを考慮し、もっと短期で申請する形に変えるべきです。

利用料は、保険料とは違い一律1割負担で、必要とするサービスではなく払えるサービスを選択せざるを得ない状況です。利用料助成で少しでも利用しやすい介護保険へ改善すべきではないでしょうか。

以上のような理由で、議案第15号、井手町一般会計予算、第16号、国民健康保険特別会計予算、第19号、後期高齢者医療特別会計予算、第20号、介護保険特別会計予算の4議案に反対、その他の4議案に賛成をいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

ただいま議題になっております平成25年度一般会計予算、特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

第2次安倍内閣の発足とともに、景気回復の期待感が高まり円高修正が進み、日経平均株価も2月6日にはリーマンショック以来4年4カ月ぶりに1万1,463円の高値をつけ、その後3月21日には1万2,650円と大きく値を上げています。こうした改善の兆しを、適切な政策対応で景気回復につなげていく、総額13.1兆円の緊急経済対策を盛り込んだ平成24年度の補正予算も2月26日に成立しています。

今後は、予算執行に伴う公共投資が景気を押し上げることを期待するとともに、安倍政権の打ち出している日本経済再生に向けての大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢によるアベノミクスで、ぜひ長引く円高デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大につなげていっていただき、強い経済を取り戻すことに全力で取り組んでいただきたいと思います。

このような我が国の経済状況の中、本町の平成25年度の当初予算総額62億7,430万円は、依然として厳しい地方財政環境が続く中でありますが、早くから取り組まれてきた行政改革が功を奏し、地方交付税は前年度を上回り、また、これまで積み立ててきた総基金残高は単年度一般会計を超える50億円余りを保っており、この基金を有効に活用して自立、継続可能な井手町、住民参画、協働のもと、透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっています。

平成25年度一般会計予算では36億3,900万円となっており、従来からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組まれています。

新年度予算案の主な事業は、総務費では町の情報発信充実のためのホームページ作成業務や、低炭素社会を目指して策定した町地球温暖化対策実行計画に基づいたLED照明整備、同じ地球温暖化対策として庁舎内の空調設備改修、命を守るため順次設置されているAEDの購入や、防災意識の高揚か

ら南山城水害60周年記念式典などに予算計上されています。

民生費では、保健センターのトイレのバリアフリー化などバリアフリー整備、老人福祉センター玉泉苑改修、子育て支援医療費や一時預かり事業、子ども・子育て関連3法の成立を受けて来年度策定に向けての子ども・子育て支援事業計画策定業務など、高齢者が安心して施設利用できる環境づくりや、若者の子育て応援に予算計上されています。

衛生費では、母子の健康状態を定期的に確認するための妊婦健康診査、平成25年度より定期接種となる予定の子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなど各種予防接種事業、地球温暖化防止と森林資源の活用、促進につながり環境への負荷が少ないまきストーブ等設置補助事業や、住宅用太陽光発電システム設備補助などに予算計上されています。

労働費では、緊急雇用創出事業に、農林水産業費では農地・水・環境保全向上対策事業や、豊かな緑と清流を守る森林整備事業に、商工費では、毎年多くの人々が来町されにぎわう桜まつりの補助金、地域経済活性化のためのプレミアムつき商品券発行事業に、土木費では利便性向上のための町道1号線や町道22号線の道路改良、梅溪橋かけかえや歴史的資産を活用した歴史と自然が薫る道づくり事業や、平成25年度で完了する予定のふれあい公園とグラウンドゴルフ場、あずまや、健康遊具などを整備した玉川砂防公園整備や、玉水駅等基本設計業務、JR奈良線高速化・複線化第2期事業を見据えた補助などが予算計上されています。

消防費では、毎年より実践的に実施されている防災訓練や備蓄物資の購入など、教育費では、平成25年度から泉ヶ丘中学校の生徒をオーストラリアへ夏休みに交流派遣するための泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業や、井手・多賀両小学校のパソコン機器更新、放課後児童クラブ、給食センター施設整備などにそれぞれ予算計上されています。

今回の予算を見るに当たり、第4次井手町総合計画に掲げている自然を守り生かす、人とつながりを育てる、暮らしを守り活力をつくるという三つの基本理念のもと、安心・安全なまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

特別会計におきましても、26億3,530万円で医療、介護、高齢者福祉など、住民の皆様が安心して生活を送ることのできるように図られており、また上下水道の整備、充実においても、快適な生活環境を維持する予算とな

っております。

以上、現在の財政下にあつては最善を尽くし、かつ住民の皆様の要望にも十分応えられた予算編成であると確信いたします。

ただ1点気がかりなのが、国民健康保険事業であります。医療費が年々増加し赤字決算が続いている状況から、今日まで一般会計から繰り入れや翌年度の財源を充当する繰上充用及び京都府からの基金借り入れにより財源不足を補ってこられました。今回の税額の改定に当たっては、国保運営協議会への諮問に対する答申に基づき、町長は京都府から基金借り入れ6,150万円、さらに24年度の赤字見込み額6,000万円、合計1億2,150万円を一般会計から繰り入れされました。国保会計への繰り入れは、過去に例のない多額の金額となっています。国保に一般会計からの多額の予算を繰り入れされることは、他の保険者からすれば不公平であるとの意見がある中で、町長が一般会計からの繰り入れを決断されたことは高く評価できるものであり、被保険者もご理解いただけるものと考えます。今後、国保会計は構造的な課題も多く、国保事業の安定的な運営を構築するため、継続して国や府に対する国保財政の財源確保の要望をされるとともに、税の公平な負担の観点から京都税機構と連携し、国保税の徴収努力をされることをお願いし、本予算に賛成するものであります。

以上であります。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、議案第15号、平成25年度井手町一般会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号、平成25年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、平成25年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、平成25年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、平成25年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、平成25年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、平成25年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告

のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本予算に対する委員長の報告は可決であります。本予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成25年3月井手町議会定例会を閉会します。

ここで、平成25年3月井手町定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月11日から本日までの16日間にわたり、重要な事件を審議し閉会の運びとなりました。議員の皆様におかれましては、何かと忙しい会期ではありましたが、慎重なご審議を賜りましたことに厚くお礼を申

し上げます。

3月も残りわずかとなり、間もなく新年度に入ります。閉会中におかれましても、各委員会の開催や各特別委員会の調査研究活動が予定されています。大変多忙になるかとは思いますが、御身にご自愛の上、議員活動にご精励いただきますようお願いいたします。また、行政におかれましては、今回期中に開陳されました各議員の意見、要望事項を町政に反映していただきますようお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時48分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 中 坊 陽

署名議員 木 田 鈴 美